

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 9 月 2 2 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

平成26年9月22日

- 開　　会　　午前9時30分
- 日程第1　　諸般の報告
- 日程第2　　議案第47号　専決処分の承認を求めることについて
（岩出市外国語指導助手の賃金及び旅費等に関する条例の一部改正）
- 日程第3　　議案第48号　岩出市福祉事務所設置条例の一部改正について
- 日程第4　　議案第49号　岩出市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5　　議案第50号　岩出市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6　　議案第51号　岩出市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7　　議案第52号　平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8　　議案第53号　平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9　　議案第54号　平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10　　議案第55号　平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11　　議案第56号　平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12　　議案第57号　市道路線の認定について
- 日程第13　　議案第58号　市道根来安上線新設改良工事その2請負契約について
- 日程第14　　議案第59号　動産の取得について
- 日程第15　　発議第1号　日本酒の普及の促進に関する条例の制定について
- 日程第16　　発議第2号　「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出について
- 日程第17　　発議第3号　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第18　　議員派遣について
- 日程第19　　委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第47号から議案第59号までの議案13件と発議第1号の議員提出議案につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、発議第2号の議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、発議第3号の委員会提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査及び審査の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○松下議長 日程第1 諸般の報告を行います。

9月11日の本会議終了後、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行い、委員長に山本重信委員、副委員長に玉田隆紀委員が選出されました。

次に、本日の会議に厚生常任委員会から提出のありました議案は、配付のとおり発議第3号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて

(岩出市外国語指導助手の賃金及び旅費等に関する条例の一部改正) ~

日程第15 発議第1号 日本酒の普及の促進に関する条例の制定について

○松下議長 日程第2 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市外国語指導助手の賃金及び旅費等に関する条例の一部改正)の件から日程第15 発議第1号 日本酒の普及の促進に関する条例の制定の件までの議案13件と議員提出議案1件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案13件と議員提出議案1件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長、井神慶久議員、演壇でお願いします。

○井神議員 皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

9月11日、木曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第47

号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市外国語指導助手の賃金及び旅費等に関する条例の一部改正）のほか議案2件でありました。

当委員会は、9月12日、金曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市外国語指導助手の賃金及び旅費等に関する条例の一部改正）、議案第51号 岩出市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第52号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分、以上3議案については、討論はなく全会一致で、議案第47号は承認、議案第51号及び議案第52号の所管部分は可決しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市外国語指導助手の賃金及び旅費等に関する条例の一部改正）については、これまでも招致外国青年任用規則に準じた額で出していたのか。それとも今回から規則に準じた額で出すのか。平成26年度に関して外国語指導助手の担当する学年と事業数は、どのようになっているのか。について。

議案第51号 岩出市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、「子ども・子育て新支援制度」では、有資格者の確保は難しいと言われているが、どのように行うのか。現在、学童保育は、40人まで2人以上の指導員となっているが、40人を超える学童保育というのは、どのようになっているのか。また、夏休み前までの1学期は、新入生が入ってきて大変であるが、その対応はどのようにしているのか。について。

議案第52号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分については、歳入で教育費県補助金の「地域・ひと・まちづくり補助事業県補助金」の事業内容は。また、この事業は、昨年もあったのか。歳出で非常備消防費の消防用備品購入費と消防施設費の一般備品購入費は、どのようになっているのか。について。

以上が議案第47号、議案第51号及び議案第52号の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○松下議長 ご苦労さまでした。

次に、厚生常任委員長、山本重信議員、演壇でお願いします。

○山本議員 厚生常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

9月11日、木曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第48号 岩出市福祉事務所設置条例の一部改正ほか議案5件でありました。

当委員会は、9月16日、火曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第48号 岩出市福祉事務所設置条例の一部改正について、議案第52号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分、議案第53号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第54号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上4議案については、討論はなく全会一致で、議案第48号、議案第52号の所管部分、議案第53号及び議案第54号は可決しました。

議案第49号 岩出市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第50号 岩出市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、以上2議案については、反対討論、賛成討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第48号 岩出市福祉事務所設置条例の一部改正については、改正後の条例で、父子が追加されているが、父子の取り扱いは、どのような対応となっているか。について。

議案第49号 岩出市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、他市では、明確な条例として提案をされているが、なぜ、岩出市では、こういうような条例とされたのか。対象施設については、どのような期待をしているのか。について。

議案第50号 岩出市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、今回の制度は、保育制度の根幹という部分が変わるため、保護者に対する説明は、市として、どのような対応をされてきたのか。また、市としてどこまで関与できるのか。事業所、保護者、子どもにとって、それぞれのメリットは何か。について。

議案第52号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分については、老人憩いの家（根来山荘）について、今までの経過と今後の計画について。また、デイサービスの利用者の推移は。子育て世帯臨時特例給付金の対象者数、周

知方法、現在の進捗状況は。について。

議案第53号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、質疑は、ありませんでした。

議案第54号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、介護基盤緊急整備等臨時特例補助金について、グループホームの特定した理由は。について。

以上が議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第52号の所管部分及び議案第54号の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

以上で厚生常任委員会の報告を終わります。

○松下議長 ご苦労さまでした。

次に、建設常任委員長、玉田隆紀議員、演壇でお願いします。

○玉田議員 建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

9月11日、木曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第52号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分のほか議案5件と発議1号 日本酒の普及の促進に関する条例の制定でありました。

当委員会は、9月17日、水曜日、午前9時30分から開催し、市道路線の認定の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

現地調査終了後、付託議案について審査を行いました。

議案第52号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分、議案第55号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第56号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第57号 市道路線の認定について、議案第58号 市道根来安上線新設改良工事その2請負契約について、議案第59号 動産の取得について、発議第1号 日本酒の普及の促進に関する条例の制定について、以上6議案と1件の議員提出議案については、討論はなく全会一致で、議案第52号の所管部分、議案第55号、議案第56号、議案第58号、議案第59号及び発議第1号は可決、議案第57号は認定しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第52号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分については、農地台帳システムの現状と改善点及び改善した場合にどのようなサービスの向上になるのか。また、システムの実施時期は。観光費の建築設計委託料の詳細と

工事請負費の内訳は。下水道事業特別会計繰出金の繰出理由と繰り出しの基準は。について。

議案第55号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、下水道の接続率と今後の方策は。について。

議案第56号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）については、中島地区で工事をしている井戸の現状は。について。

議案第57号 市道路線の認定については、中黒40号線と農免道路の取りつけ部分はどのようになるのか。について。

議案第58号 市道根来安上線新設改良工事その2請負契約については、市道根来安上線新設改良工事その2の請負契約によって、全体の何%完了するのか。また、今後、計画どおり進めるのか。について。

議案第59号 動産の取得については、今回取得する排水ポンプ車の能力は、どのくらいか。について。

発議第1号 日本酒の普及の促進に関する条例の制定については、質疑は、ありませんでした。

以上が議案第52号の所管部分、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号及び議案第59号の審査の中で交わされた主な質疑であります。

以上で建設常任委員会の報告を終わります。

○松下議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は、終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより、討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市外国語指導助手の賃金及び旅費等に関する条例の一部改正）の件、議案第48号 岩出市福祉事務所設置条例の一部改正の件、議案第51号 岩出市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件、議案第52号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の件、議案第53号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第54号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第55号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第

2号)の件、議案第56号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算(第2号)の件、議案第57号 市道路線の認定の件、議案第58号 市道根来安上線新設改良工事その2請負契約の件、議案第59号 動産の取得の件、発議第1号 日本酒の普及の促進に関する条例の制定の件、以上、議案11件と議員提出議案1件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案11件と議員提出議案1件に対する討論を終結いたします。

議案第47号、議案第48号、議案第51号から議案第59号及び発議第1号までの議案11件と議員提出議案1件を一括して採決いたします。

この議案11件と議員提出議案1件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり承認、議案第48号、議案第51号から議案第56号、議案第58号、議案第59号、発議第1号の議案9件と議員提出議案1件は、原案のとおり可決、議案第57号は原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論・採決を行います。

議案第49号 岩出市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 議案第49号 岩出市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対討論を行います。

今回の条例制定は、子育て支援法に関連しての条例です。

この条例の議案そのものにおいて、和歌山県内を初め他の自治体では、国基準を自治体独自の議案として明確に提案しているのに対して、岩出市では、参照法令の条項番号だけ入れただけの、いわゆる、条項番号の引用方式となっています。これでは、条例を読んでも内容や意味がわかりませんし、今後、政府の省令の内容が変わっても、条項番号さえ変わらなければ、市の条例は改正する必要もなく、市議会にも諮られませぬ。決めたはずの市の施策や基準が政省令の変更に引きずられ、よくも悪くも自動的に変わってしまうのです。これでは、市が市民の実態と要望を踏まえて、こういう内容で仕事をしますという責任を持った条例にならないと考えます。

幼児保育という面においては、日本弁護士会を初めとして多くの専門家からも示

された基準は、改善する必要があるとされてきています。特に、小規模事業のC型や居宅訪問型保育において、保育者は国家資格を持つ保育士ではなく、資格を持たない人であっても、研修を終了した者でもよいとされています。これでは今の保育水準を保つことができません。

市当局は「国家資格などを持っている者を、さらに研修させる対応を考えている。」と申されていますが、実際に示された基準は、そうなっていません。国基準の上乗せとなるわけですから、条例上では、上乗せ基準を明確に示す条例であるにもかかわらず、そうなっていません。

また、アレルギーやアトピー対策の面でも、安全性を考慮する上では、自園調理の対応なども求められている中で、安全という質の点でも、懸念せざるを得ない面もあります。岩出市として求められているのは、子どもの命を守るための手だてや対応において、しっかりとした基準や施策を打ち出すことです。多くの自治体で、国基準では問題であるとして、改善が図られている中で、国基準そのままでは今の保育水準が保てないと考えます。

よって、この家庭的保育事業議案については、反対といたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 岩出市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、私は賛成の立場から討論いたします。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について定めるものであります。

これまで認可外の保育所とされていたものに対して、利用定員や保育士の配置基準、保育室の面積基準等、新たに認可基準を定め、事業者に対して地域型保育給付を行うものであり、厚生労働省令で定める設備運営基準及び最低基準の規定、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業、各事業の認可基準等を子ども・子育て会議で検討の上、定められたものであり、適正であると考えます。

よって、本議案は賛成といたします。

○松下議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

○松下議長 以上で、議案第49号に対する討論を終結いたします。

議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 岩出市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 議案第50号 岩出市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について反対討論を行います。

提案されている条例においては、これまでの保育制度のあり方が根幹から変わるものです。先ほどの議案でも指摘をしましたが、専門家を初めとした声として、国基準で示されているものにおいては、多くの問題点があり、改善の必要性が指摘をされてきています。

定員超えの場合を初めとした保護者とのトラブルの懸念、障がい児や過去に保育料を滞納した経歴の子どもたちなどが排除されないかなどの懸念を初め、施設が音楽や英語教室、体育教室などを取り入れた場合、保育料の上乗せ負担となり、同じ施設に通っているにもかかわらず、保護者の経済的条件によって子どもへの格差を生じさせる懸念もあります。

また、保育中の死亡事故などにおいて、重大事故発生時の対応と再発防止策の点においては、国基準では行政の自己調査と再発防止策については言及されているものの、第三者機関の設置についての規定はありません。重大事故発生に対して、市の自己調査とともに、第三者機関を設置して市の調査を検討し、抜本的な防止策を講じる必要があるにもかかわらず、当局は第三者機関は必要としないとしてきています。

さらに、各施設においては、特定教育、保育の提供日、時間、その他の記録が義務づけられ、保護者の保育時間量の管理が求められており、この制度により保育士の配置面において、さらに複雑な対応が求められます。今でも過密な現場に、さらに負担を強いることとなります。当局は、新たな負担とはならないと捉えていると

いう認識ですが、現場の実態を顧みない条例提案だと考えます。一人一人に目が行き届けられる保育施策こそ求められる中で、安全性の面からも逆行するものではないかと考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 議案第50号 岩出市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、私は賛成の立場から討論いたします。

この条例は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため制定するものであります。幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく子ども・子育て支援新制度において、事業者に対して施設型給付、地域型保育給付を行うため、市の確認する基準を定めるものであり、市の確認を受ける施設、事業者が遵守すべき運営基準に規定する利用手続の説明や市の応諾義務、施設の目的等を定めた運営規定の策定や掲示等、内閣府令で定められた確認基準を、子ども・子育て会議で検討された上、定められたものであります。したがって、適正と思われま

よって、議案第50号は賛成といたします。

○松下議長 ご苦労さまでした。

ほかに討論はありませんか。

(なし)

○松下議長 以上で、議案第50号に対する討論を終結いたします。

議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 発議第2号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出について

○松下議長 次に、発議第2号の議案審議につきましては、手話通訳者の申し出があ

りますので、手話通訳者の入室を許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、手話通訳者の入室を許可いたします。

手話通訳者、赤田宜子さん、入室お願いいたします。

(手話通訳者入室)

○松下議長 日程第16 発議第2号 「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は自席でお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ただいま発議第2号についての件で、質疑を行います。

まず第1点は、この意見書について、聴覚障がい者を初めあらゆる身体的なハンディキャップを基本に差別をしないことであるということなのか、第1点お聞きをしたいと思います。

2点目は、人権尊重の基本理念をもって他の諸問題も積極的に改善すべきであると考えておりますが、提案者のお考えを聞きたいと思います。

3点目は、この意見を制定している全国の地方自治体の現状について、どのように把握をされているのか、お聞きをしたいと思います。

4点目は、意見書の中に元号表示がありますが、国際機関で採択されているものであり、西暦表示と併用すべきであると考えておりますが、提案者の答弁を求めたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

福山晴美議員。

○福山議員 尾和議員の身体的ハンディキャップを基本に差別しないことであるがどうかと、人権尊重の基本理念をもって他の諸問題も積極的に改善すべきであると考えているかどうか、のご質疑について一括してお答えいたします。

今後も、障がい者だけでなく、子どもや高齢者、また、人権尊重の基本理念により生活しやすい環境を実現するためにも、国の制度、県の制度、市の制度がありますので、それぞれの役割を果たすよう働きかけてまいりたいと考えています。

次に、この意見を制定している地方自治体の現状は、どう把握されているかにつ

いてであります。和歌山としましては、平成26年9月現在で市は言語法制定を求める意見書を提出しているのは、県を初め3市1町でございます。全国市町村の状況としましては、1,741市町村のうち614市町村であります。

次に、西暦表示を併用すべきであるとするが、どうかについてであります。国、地方公共団体等の公的機関の事務については、従来から年の表示には原則として元号を使用していることから、今般の意見書の提出についても元号表示としたものであります。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 第1点のそのハンディキャップを持っておられる岩出市民の中に、そういう人たちの声に対して、今後積極的に差別をしない、人権を尊重していくということではあります。具体的には、何をどうお考えなのか、現時点であるなら、ご答弁をいただきたいと思っております。

それから、地方自治体のこの意見書については、まだまだ今普及の段階であろうと思うんですが、これから、さらに各市町村に向けて発信をしていく、そして、この手話言語法が早期に国のほうで制定されることを願う者の1人ではあります。他の市町村に向けての取り組みについて、どのような発信をされていくのか、お聞きをしたいと思います。

それから、元号表示の問題ではあります。これは一概に元号表示にするという取り組みではなく、努力規定だということではあります。他の市町村においても、西暦と元号を並列で表示しているわけですから、今回の意見書についても、当然、国際機関で国際の機関で議決をされている表示については、他の関係する諸外国に発信する場合には、西暦表示を採用して併記をしていくべきだということではあります。併記することについては、何ら問題がないというように私は考えているんですが、それについて再度確認をさせていただきたいと思っております。

○松下議長 答弁願います。

福山晴美議員。

○福山議員 申しわけありません。

まず、最初に、ハンディキャップの件ではあります。いろいろとあると思うんですが、いろいろと勉強しながら、これからは一生懸命思いとか、いろいろな思いを伝えていくように努力していかなければならないと思っております。今、どういふことがあるかと言われましても、いろいろありますので、ここで答えてできないのは

申しわけございません。

それから、他の市町村に向けてはどうかというのはホームページとかに掲載するよう、それがホームページに掲載していくということで、今は考えております。

それから、先ほどの元号のことにつきましては、もう先ほどお答えさせていただいたとおりでございます。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 元号表示にこだわるんですが、平成18年12月のあとに、括弧書きで西暦表示を入れるお考えがあるのかどうか。

それから、平成23年8月のあとに、括弧して西暦表示をぜひ入れていただきたいと思っておりますが、これについての再度の質問をさせていただきます。

○松下議長 答弁願います。

福山晴美議員。

○福山議員 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

これに関しましては、本当に先ほどお答えさせていただいたとおりでございます。よろしく申し上げます。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、発議第2号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第2号に対する討論の通告はありません。

これをもって発議第2号に対する討論を終結いたします。

発議第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において関係大臣及び衆議院議長並びに参議院議長に送付しておきます。

手話通訳者、赤田宜子さん、退室願います。

ご苦労さまでした。

(手話通訳者退室)

~~~~~○~~~~~

日程第17 発議第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求め
る意見書の提出について

○松下議長 日程第17 発議第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充
を求める意見書の提出の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第3号、厚生常任委員長、山本重信議員、演壇でお願いいたします。

○山本厚生常任委員長 発議第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充
を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出し
ます。

平成26年9月22日提出

(提出者) 岩出市議会厚生常任委員会委員長 山本重信

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国のウイルス性肝炎の患者・感染者は、B型・C型合わせて350万人以上と
推計されており、肝炎が国内最大の感染症となっています。

こうした状況を踏まえ、国は、平成22年1月に感染被害の拡大を招いたことに対
する国の責任と肝炎患者を救済する責務を明記した「肝炎対策基本法」を施行しま
した。

しかし、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、B型・C型肝炎の根治を目
的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されてい
るため、医療費助成の対象から外れている患者は、相当数存在します。

さらに、ウイルス性肝炎に起因する肝硬変・肝がんの治療費には、医療費助成制
度がないため、患者の多くは高額の治療費を負担するだけでなく、重い症状から就
労不能となり、経済的に困窮した状況に直面をしています。

ウイルス性肝炎に起因する肝硬変・肝がんにより、多くの方が亡くなっている深刻な実態の中、医療費助成制度の拡充と生活支援の実現は、緊急に取り組むべき課題となっています。

よって、岩出市議会は、政府及び国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものがあります。

記

- 1、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

どうぞ皆さん、ご賛同の上、ご賛成いただきますようお願いいたします。

○松下議長 ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

発議第3号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第3号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第3号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

発議第3号に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第3号に対する討論を終結いたします。

発議第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました委員会提出議案は、議長において関係大臣及び衆議院議長並びに参議院議長に送付しておきます。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第18 議員派遣について

○松下議長 日程第18 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり、議員派遣されたい旨の申し出があります。



お諮りします。

本件は、申し出のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○松下議長 日程第19 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、建設常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○松下議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。次の会議を9月25日、木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は9月25日、木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。  
どうもご苦労さまでした。

散会

(10時20分)